

『上井覚兼日記』における引用・例示の「通」小考

後 藤 英 次

はじめに

一 『上井覚兼日記』について

『上井覚兼日記』（以下『上井日記』とする）には、「引用」や「例示」の用法で使用されたとされる「通」字がある。

「通」字のこうした用法は、他の文献ではあまり例を見ないものように思われる。この用法の「通」字は、いったいどのような語を表記したものなのか。また、その語が用いられることは、『上井日記』の言語がどのようなものであることを示すのか。本稿では、いくつかの可能性を提示したい。その上で、『上井日記』の言語の性格について考える。

本書は、戦国末期に薩摩・大隅・日向の太守であった島津義久の部将で、日向宮崎城主の上井覚兼（天文一四年（一五四五）～天正一七年（一五八九））の日記である。記録期間は、天正二年（一五七四）～同一四（一五八六）、覚兼三〇歳から四二歳までの一三九年にわたるが、天正四年～同一〇年の間を欠く。武人の私日記として最も古いものであり、『家忠日記』『大和田重清日記』『駒井日記』等がこれに続く。日本史研究者には「他の中世の日記には類例の少ない独特な用語・表現が数多くみられ、読解を難しくしている」（似鳥雄一（二〇一六・五八頁））、「この日記で用いられている言

葉には、中世特有そして九州南部特有のものや用法があり、研究者でも解釈の難しい史料でもある「(新名一仁)二〇二〇:三頁」として知られる史料である。

この文献の言語の概略について押さえておくため、日本語学的な観点からの解説として、漆谷広樹(二〇〇七)を引いておく。

仮名交りの和化漢文である。文体は、それぞれの文がやや長めであり、他の日記に比べて論理構成が複雑である。

…(中略)…本書中には以下のような独特の語が見られる。「^{アツカレ}喫」(処理すること)、領知すること、「案中」(予想通り)、「案利」(思い通りに勝利する)、「家景」(領地・財産)、「口能」(弁解)、「順逆」(いかなる場合にも)等である。これらには、同時期の西国の文献に用例が見られる語が存し、九州方言も含まれているのではないかと考えられる。なかには「如く」(の方へ)、「慈」(味方)のような出現頻度の高い語や、「入目」(落ち目)、「失衆」(本来の領地から逃亡した者ども)などの語にも他にない意味が見られる。また「働く」に「戦場へ出かける」と、「戦闘」の意があり、さらに「下城」「詰城」「乗陣」

といった語に戦国の語彙としての特徴が見られる。さらに「格護」(領有して支配する)、「帰鞍」(馬に乗って帰る)、「類船」(一団となっていく船)といった漢籍に用例が見られない語もある。その他では、漢籍を出典とする「青州従事」(酒の異名)や、「謂捨」(即興の連歌を作る)などこの日記の多彩さを表す語彙が見られる。

本書の語彙の構成の複雑さが端的に示されているように思われる。なお、本書の用字・用語に「近世初期の記録語」と見なすべきものがあり、中には「方言と見なすべきもの」もあることは、すでに斎木一馬(一九六八)に指摘がある。

二 『上井覚兼日記』における引用・例示の用法の「通」字

『上井日記』に特殊な用法の「通」字があることを指摘したのは、似鳥雄一(二〇一六)である。「意味内容からして「と^{アツ}おり」と読んだものと思われるが、確証があるわけではない」と注で述べた上で、現代語で用いられる「の通り」「そのまま」「と同じく」といった意味とは異なる意味で用

いられた例を挙げ、詳細な解説を加えている。

そもそも古記録類に特有の語（記録特有語）の研究は、史料解説上の必要性から、日本史学の分野で始められたものであり、松本愛重（一九三二）・同（一九三三）等が初期のものとして知られるが、似鳥（二〇一六）は、そうした研究の系列に連なるものとして評価されるものであろう。

この論文では、多くの挙例とその詳しい解釈が示されているが、紙幅の関係上、ここでは各用法について一例ずつ抜粋し、また解釈についても最小限を引用し、私にまとめて示しておく。

似鳥（二〇一六）では、まず、「現代共通の用法」「の通り」「として、現代語と同じような用法として理解でき、特に解釈が困難ではない例が示されている。以下のようなものである。こうした例は『上井日記』から数多く拾うことができる。

一、此日、未之剋、平佐書状到来候、文体者、中郷へ東郷之人衆二三計打越、中郷之地頭職烏丸紀伊介を^{廿七}責出候由候、結句聖家一人・俗人三人射殺候由見得候、彼返事者、承候通委御老中へ披露申候、尚々其

許之体被聞合、依時宜御注進可有事肝要之由申候、

（天正二年八月九日）

（解釈）… 覚兼は、「そちらから承った通りに、委しく御老中へ披露しておいた。…」と返事をした。

問題は、これ以外に散見される用法である。「中世独自の用法」「など」「として、二種（三種）に分けて示されている。まず、「発言の引用」とされるものである。

一、此日、平佐石神坊承候、冠獄と口事^{廿八}邊之事、今月長日前に候間、於此方事終し候する之由先月承候間、此方へ御座候、然共、如何様に候哉御参なく、千部会にも御参なく候、拙者書状以、菟角和光院へ申候へかしと、肥後山城守殿同心にて承候、我等申事に八、先々御坊かへり候て、使者以冠獄へ、いつ比御参候する歟内談候て可然候通申、かへし申候、（天正二年一〇月二日）

（解釈）… 覚兼は「ひとまず御坊はお帰りになって、使者を冠獄に送って『いつごろ参られるのか』と内談するのがよろしかろう』と言って、石神坊を帰したのであつた。

この用法は「覚兼と彼のもとを訪れた陳情者の会話のなかでの発言、あるいは第三者の発言を引用し、それを結ぶために用いられている」ものとされている。

次に「例示」として示されているものを挙げる。

一、十九日、如常出仕申候、座主・権執印公口事之儀承候分、御老中へ申入候、初者三まひ衆通に八、彼者成ましき者にて候哉、然とも養子に成候へ八、いかなる賤者も養父の位法第にこそ候へ、本の親の位・名字など八いらざる由候、此分堅申つめ候間、菟角はつしゑられす候、只新田者余所に替候間、神慮かケ様に候と計被申候、道理八少も無承分事候、(天正二年八月一九日)

(解釈) …老中からは「それではその者は三昧衆などにはなれないというのか。…」との回答があった。…

この用法については「〜など」と訳すのが最良と思われる」とされる。さらに、似鳥(二〇一六)は『日本国語大辞典 第二版』(以下『日国大』とする)の「など」の説明を引き、「など」と「通」との類似性を指摘している。後の議論に関わる部分があるので、『日国大』の関連する部分を、用例を

省略して引用しておく。

など【等・杯】「副助」(「なにと」が「なんと」を経て変化したもの)ほかにも同類のもののある中から一例として示す意を表わす。①体言または体言と同資格の語句を受けて用いられる。②体言を受けて、類例を例示または暗示しつつ、代表として指し示す。③引用文を受けて、おおよそのところを示す。④体言・形容詞連用形・副詞などを受け、漠然とさすことによって表現をやわらげる。

⑤ある事物を取り立てて例示する。

似鳥(二〇一六)は「発言の引用」は①②に「ほぼ合致」し、「例示」は①④に「該当する」とみる。また、『日国大』の「など」の「語誌」に「③は、暗示される事物を、種類としては同類と認めながら、価値としては相反するものと認めることによって生ずる用法であるが、価値の低いものが例示される場合が多いため、軽蔑を表わす用法などともいわれる。しかし、…(中略)…価値あるものが例示されることもある。」とあるのをもとに、「例示」の場合には時として「謙讓・輕侮」の心情が込められていたとする。「通」には対象の地位を下げる用法も存在しており、それが自己に対して用いられ

れば謙讓の、他者に向けられれば軽侮の意味をそれぞれ表わすことになる」とし、次のような例を挙げている。

一、十八日、如常出仕候、昨日野村殿役之御侘之事、御老中へ拙者一人ニテ申候、即達上聞候へと承候間、申上候、御返事二、爰許役之御侘被申候、無御納得候、若者何たる心底共候哉、寄合中前より猶々被承候へ、無其儀候ハヽ、尚々御頼之由にてそ候すらんと 上意候、

それより野村殿へ相尋申候、無別儀候、国境之事に候間、我々通罷居候てハ、向後御為に罷成ましき由候也、依夫御侘有由候也、(天正二年一〇月一八日)
 (解釈) ……そこで野村に尋ねたところ、「特に何かあるわけではありません。(平佐は) 国境ということがありますので、私などがおつては今後の(家中の) 御為になりますまい。だから辞任を願ひ出たのです」との回答があった。

一、廿四日、如常出仕申候、諸所之歳暮御祝言之衆取成候、…(中略) ……次二 上意候、一 昨日南林寺へ御光儀之時、清賀ノ御座へ宮仕申候、彼等通之者御座

へ宮仕、無御納得候、言語道断之由被仰出候也、
 (天正二年二月二四日)

(解釈) ……義久が言つには、南林寺では「清賀」なる者の子が御座での宮仕(給仕役)をしていたが、「あのような者が御座で宮仕をするとは納得できない。とんでもないことだ」とのことだ、…

は「謙讓」、は「軽侮」の例である。
 以上、「引用」「例示」「謙讓・軽侮」の用法が、本稿で注目するものである。

三 「通」字はいかなる語を表記したものか
 (一) 「など」の可能性

ここからは「通」字がいかなる語を表記したものであるのかについて、いくつかの可能性を挙げ、検討していくこととしたい。まず、「など」との類似性が指摘されているため、念のため、「など」を表記した可能性について検討を加えておく。「通」字が「など」を表記したものである場合、「通」字の字義に「など」と重なる部分のあること、「通」字の字

訓に「など」があることが考えられる。この点について確認したい。

「通」字の字義・字訓を確認するに当たって、最初に辞典類の記述を確認しておく。用例等記述の一部を省略し、『大漢和辞典』（以下『大漢和』とする）の記述を引用する。

【通】ト、ウ、ツ 慣 ツ、ウ ①とほる。②とどく。いたる。③ゆきわたる。④つらぬく。⑤あるく。へる。すぎる。⑥のびる。しく。あまなくひろがる。へ故障なく行く。なめらか。トすく。透る。チさとる。リしたがふ。⑦とほす。とほらしめる。⑧かよふ。ゆききする。⑨かよはず。かよはしめる。⑩まじはる。⑪密かに情好をまじへる。セのべる。陳述する。ハきはまらぬ。カつづく。つらなる。ト共に用ひる。互にかへあふ。ト榮達する。出世する。トひらく。設ける。開置する。トしる。あまねくしる。古ものしり。まつたへる。まほら。うつろ。まもつばら。ひといろ。全一。六あまねく。すべて。尤しめ。総計。トとりつき。セときあかし。解釈。又、其の書。ト首尾完結した篇章。ト楽器一組の名。葛馬のくそ。馬糞。葛土地区画の名。十里四方の称。其やぶにら

み。嗣に通ず。モ古、備に作る。其姓。其現 ①甚だ。痛く。②全然。一切。邦 ①つう。人情に暁達し、歌舞游芸に明るいこと。又、其の人。①とほり。②きこえ。③信用。④符合する。合致する。⑤つうじ。大小便の排出。⑥かよひ。⑦酒席の給仕。⑧金銭又は貨物の授受。⑨とに其のたかを記載しておく帳簿。

『漢語大詞典』『漢語大字典 第二版』等を見ても、その意味記述は、「古州名」など一部に『大漢和』にはない意味も認められるものの、「など」（引用や例示の用法）に繋がるものは見当たらない。「通」字には「など」に相当する用法はないものとみてよいだろう。⁴⁾

字訓を確認するため、室町期の漢和辞典として『倭玉篇』を見ておく。今回調査したのは、『夢梅本』『篇目次第』『慶長整版本』（以上、古辞書大系）、『拾篇目集』『玉篇略』『米沢文庫本』『弘治二年本』『玉篇要略集』（以上、倭玉篇五本和訓集成）、『音訓篇立』（古辞書音義集成）である（以下、傍線部を略号とする）。『倭玉篇』類に見られた和訓は以下の通り。訓の下に示したのは、その訓の見られた倭玉篇の略号である。

「カヨフ(カヨウ)」	夢	次	慶	拾	略	米	弘	要	音
「ミチ」	夢	次	慶	拾	略	米	弘		音
「トホル(トラル)」	夢		慶	拾	略		弘	要	音
「スク」		次			略				音
「ユク」			次	慶	拾				
「トツク」				拾		米			音
「タフ」				拾					音
「ツラナル」					略	米			
「ヤスシ」					略	米			
「キヨシ」					略	米			
「ヤシナウ」					略	米			
「トモカラ」						米			音

なお、一本のみに見られた和訓には以下のものがある。「ナツク」慶、「コソル」次、「ムナシ」拾、「ツクス」略、「トウス」米、「ツラネル」米、「スリ」米、「タル」音、「ユクスヘ」音、「アマネシ」音、「トホシ」音、「サトル」音、「スミ」音。「倭玉篇」類に見られた訓のうち、「トツク」は「トツク」で「届」の意。「ヤスシ」「キヨシ」等、根拠の不明な訓もある。「倭玉篇」類の調査からは、「通」字には「ナド」の訓はなく、

それに類似する訓も見られないことが確認できる。

古辞書類に「ナド」の訓が見えるのは、『和漢音釈書言字考節用集』（享保二・一七二七）に「抔・等」字の訓として次のようにあるのが古いようである。⁵⁾

抔^{ナド}
本朝語之辭。今按實用等字。 等同（言辭・奈）

『上井日記』では七〇〇以上の「など」の仮名書き例がある。『上井日記』の「など」の例を示しておく。

…当時高城之所領者新城へ付候間、若シ人衆など、彼処へ者不被移もや候すらん、…（天正二年一〇月三日）

…御上様又者老中衆などへ被対候て、少も御遺恨無是候、

…（天正二年一二月一九日）

…彼者などを押立候てこそ、豊州家の脚輕なども働候する程二、…（天正三年一二月二日）

…城誘・城戸柱曳など通之儀者、当時御させ被成候衆中格護之所なみに八難成由也…（天正三年一二月一六日）

のような例があることから考えると、「など」と「通」は別語であろう。「通」字を「なび」と読むことはできない。

(二)「とほり」の可能性

次に、似鳥(二〇一六)が想定した読みである「とほり」について検討を加える。実は、二で示した用法(「引用」「例示」「謙讓・輕侮」)のうち、「謙讓・輕侮」(「例示」)については、接尾辞「とほり」の意味として、『時代別国語大辞典室町時代編』(以下『時代別』とする)に記述があり、『上井日記』の例も挙げられている。まず、これを示しておく(二の用法)。

とほり「通」二(接尾) 物の一方から他方までひとつ

づきの筋をなしているものを数えるのに用いる。…(用例省略)… 名詞に付いて、その分際・立場にある意を表わす。特に自称の語に付いて、自らを卑下するという。

「Touori」(トヨリ)。程度、すなわち、位(日葡補)「竹村七之助とて、重齋弟子にても二ばんとをりの器量ある兵法なるが」(室町殿日記¹⁴)「我等とおりの者は何程打死したるとてもくるしからず」(三河物語¹⁵)「拙者通にて、御礼申候事不似合候へ共、御宿元近辺に当時宿仕罷居候条、乍楚忽御一礼申之由申候」(上井日記¹⁶)

記(天正十三年、十四)

つとほり

「謙讓・輕侮」(「例示」)の用法は、『日国大』の「とほり」【通】の項には記述がないものの、『上井日記』特有ではなく、室町期には用いられていたものであることが分る。

この用法の記述があるのは『時代別』だけであり、調査が必要ではあるが、室町期にのみ見られるものである可能性はある。また、「通」の上接語については詳しい検討が必要ではあるが、『例示』の用法については、似鳥(二〇一六)の言うように「例示」としてよいのかどうか、解釈(現代語訳)の再検討が必要であるように思われる。

なお、『室町殿日記』『三河物語』の例は全体が仮名書きで語形が確定できるが、『上井日記』については「り」を送った例や全体が仮名書きされた例がない¹⁷。用法から考えて、これらと同様に「とほり」と読んだ可能性は高いものの、完全に語形の確定ができるわけではない。

また、「引用」の用法については、既存の辞書類の「とほり」の項の記述からは説明がつかない。似鳥(二〇一六・六九頁)は『日葡辞書』(邦訳日葡辞書)に

Touori. トヨリ (通り) 様式・趣 または、種類。

「Toucaino touoruo yū. (使の通りを言ふ) 伝言の本

旨、または、伝言の趣をそのまま言つ。= Sonatano touorino bun. (そなたの通りの分) あなたと全く同様
に。= また、あなたの言つのと同じ趣のこと。

とあるのをもとに、「趣」は発言の引用、「種類」は例示の用法の一面をそれぞれ捉えてはいるが、現代語への翻訳に際してそのまま使用することはできない」としている。たしかに、『日葡辞書』の意味記述は、その掲げる例文を見るに、直接に引用や例示の用法に繋がるものではないだろう。ただし、引用の用法につながると思われる例がないわけではない。注(一)に引いた『時代別』が「連体修飾語を承けて、そこ
でいわれた内容の筋合・趣旨にそっくり相当するものであることをいう」の用法の例として掲げる『虎明本狂言集』の「鱸庖丁」の例などは、そうした例と思われる。前文を補つて引用しておく。「とをり」を引用の「と」で訳しても通用するように思われる。

(傳) ……都におぢをもちてござるが、四五日のうちに
(言) くわんどなりをいたさるゝが、それに鯉がいる程に、み
(成) 事なこいをもとめてくれよと申こされた程に、此中尋
(求) ね共御ざなひ、しせんそれをたのみにしていらるゝ事も

御ざあらふずる間、御ざなひとをりをまいつて申さばや
と存る、(表現社刊本による)

引用の用法の「とほり」については、「とほり」の用法が変化したものと見ることができそうである。なお、九州方言において、中央語でも使用される語が中央語とは異なった意味・用法で用いられている例が先学より指摘されてきており、引用の用法については、九州方言との関わりも検討課題になるだろう。なお、上接語句についての調査等は必要であるが、「引用」の用法についても、解釈(現代語訳)の妥当性については検討の余地がある。

(三) 「ツウ」の可能性

前節までの検討からは、『上井日記』の引用・例示の用法の「通」字は「とほり」と読むのが穏当なように思われる。ただし、『上井日記』における「通」字が「とほり」を表記したものと完全に確定できるわけではないので、ここでやや唐突なきらいはあるが、「通」字が音読された可能性に触れておきたい。

この時代、音読の場合、「通」字は『落葉集』本篇「つ

に

通^{つう}みかち^ち 夜^や次^じ 達^{だう}道^{だう}路^ろ 法^{ほう}貫^{くわん} 例^{れい}寒^{かん}天^{てん}
 身^{しん}心^{しん}子^し用^{よう}

とある（左訓は省略して引用した）ように、一般に慣用音「ツウ」で用いられた。文書・書状を数える助数詞の場合も「ツウ」である（「一通^{つう}状^{じょう}」『易林本節用集』伊・言語）。『上井日記』の「通」字が「ツウ」と読まれた可能性はないだろうか。

『日本方言大辞典』で「ツウ（ツー）」を引いてみると、これが大分県大分郡で、接尾辞として「など」の意味で用いられていたことが分かる。原資料は土肥健之助編（一九〇二）『大分県方言類集』甲斐書店（復刻版（一九七五）国書刊行会）である。大分県全域にわたる方言集としては最古のものである。原資料には次のようにある。

ツー（接尾）等ノ意（分）中下等 ナド

凡例によれば、「（分）」は「上欄方言ノ行ハルル地方」の「大分郡」を、「中下等」は「其行ハルル社会」を、「ナド」は「方言ニ換フヘキ標準語」を示している。覚兼にゆかりのある鹿児島や宮崎ではないものの、九州でこうした言い方が

存したことは興味深い。『大分県方言類集』では用例が示されておらず詳しい用法は分からないものの、『上井日記』の引用・例示の用法の「通」字は「など」と用法的に極めて近いものとされていたからである。大分方言に存した「ツウ」との関わりは考えられてもよいのではないか。引用・例示の「通」字が「ツウ」という語を表記したものである可能性も浮上してくるように思われる。

ただし、迫野虔徳（一九九八…三三三頁）に「九州方言語彙の中には、かつての中央語との間に容易に関連がたどれないもの、語源が不明であるものが少なくない」とあるが、「など」の意の「ツウ」の場合、その語源についてある程度の推測ができ、「ツウ」が「通」である可能性は極めて低いように思う。大分方言の「ツウ」は、「等（トウ）」に由来するものではないか。「トウ（等）」について、『邦訳日葡辞書』には次のようにある。

ト、トウ（等）他の語のあとに連接する助辞で、&c. 「等、など、その他」と言つのに似ている。…およびその他、その他の物の意。例 Goyoto vōxe tçugerarei.（御用等仰せ付けられい）すべてあなたが必要とする事

やその他を私にせよと申し付けて下さい。

また、ロドロゲス『日本大文典』（邦訳本）の「第七の品詞接続詞について」の「接続詞 *Nado* (など)、*Igue* (以下)、*ト* (等) に就いて」の項には、次のようにある。

「これら三つは同じ意味を持つてゐて、名詞の後に置かれる。我々が *et similia* とか *et caetera, et alia* (その他同じ、等々) という場合に、これを用ゐる。例へば、*Vonreito mōxi agubequi tame* (御礼等申上ぐべきため)、『*Corera to* (これら等)、『*Varera igue* (われら以下)、『*Fōhai nado* (傍輩など)。

「*トウ*」と「*など*」とが類似した用法であることが述べられており、用例を見ると、字音語ではあるが口頭でも用いられたもののようにある。

ここで注意しておきたいのが、九州方言の特徴である。ロドリゲス『日本大文典』の記述が、迫野（一九九八・三〇九頁）に簡潔に簡条書きでまとめられているので、それを引用する。

1、九州全般の特徴

a 才段長音の合音をウ段長音に発音する。 例、一

升 (イッシュウ) 今日 (キユウ)

付、ある地方では、トーをツイーに変える。 例、灯

台 (ツィダイ)

b 助詞「へ」のかわりに、「ニ」「ノヤウニ」「ノゴトク」「サマへ」「サナ」を用いる。 ……以下略…

「等」は字音仮名遣いで「*トウ*」であり、才段長音としては合音（*ト*）になる。これは九州方言では、ウ段長音「*ツイー*」に変わるのである。『上井日記』の引用・例示の「*通*」字が「*ツウ*」を表記したものであれば面白いが、「等」に由来する「*ツウ*」には「等」字を当てるのが自然ではないかと考えられるので、その可能性は低いように思われる。「*ツウ*」が「等」に由来するものではない場合、もしくは「*ツウ*」の語源意識がはっきりしない場合は、「*通*」字を当てることも考えられるが、その証明はなかなか難しい。

(四) 複数の語に分かれる可能性

これまで、引用の用法の場合も例示の用法の場合も、同一の語であることを前提に議論を進めてきたが、勿論用法によって読みが分かれていた可能性も捨てきれない。一般に古記録

の類（記録体）は漢字の定訓を利用して記されたと考えられるが、ある漢字が音か訓かのどちらか一方のみで使用されたわけではないし、訓を利用した場合も常に一つの訓で使用されたわけではない。

今回の場合、たとえば引用用法の場合は「ツウ」、例示用法の場合は「とほり」といったことも考えられなくはない。

しかし、「ツウ」や「とほり」を仮名表記した例か、「通」字に付訓した例でも見つからない限り、説得力をもってこれを主張することは難しい。

四 まとめと課題

これまで検討してきたことをまとめると、現段階では『上井日記』における引用・例示用法の「通」字は、「とほり」と読むのが妥当かつ穩当であろうと思われる。そして、「引用」の用法は「とほり」の意味・用法の変化によるものであり、九州地方に特徴的な用法であった可能性が考えられる。また、「謙讓・輕侮」（『例示』）の用法は『上井日記』以外の文献にも例が指摘されるが、室町時代にのみ認められる用

法の可能性がある。いずれの用法も武家の位相語といった可能性も考えられよう。ただし、いまだ調査不足の部分も多く『上井日記』全体の「通」字の用例の分析、九州方言関係資料（文書や農書等）の調査、同時期の他（地域）の古記録や古文書の調査等はできておらず、これらは今後の課題である。こつした調査が進めば、より確定的な物言いができるようになるだろう。

先学の指摘するように、『上井日記』には中世語特有と思われる用語や九州地域特有と思われる用語が含まれており、その読解は容易ではない。古記録には個人のものという側面があり、その文章で用いられる言葉は文章語としての性格も持ちつつも、特に私日記の場合は、その基盤にある日常口頭語（『当代語・地域言語』が顔を覗かせやすかったということなどではないかと思われる。時代の推移とともに（中世末期ともなると）、記録体としての規範（『あるべき記録体の姿』）が弛緩してきたということもあるのだろう。中世以降の古記録の場合、仮名の混入が次第に多くなること等が傾向として指摘されているが、表記様式の変化にはそこで使用される用語の変化を伴ったように思われる。今回見てきた「通」

字の用法にも時代性や地域性が認められるようであり、公刊されているものに限らずに、なお資料を博搜する必要もある。

最後に付言すれば、難解な史料の読解には日本史学に関する知識も必要で、日本語研究者のみでは困難な部分も多い。漢字表記を主体とする記録体資料の例文の一つ一つを厳密に解釈するのは非常に骨の折れる作業である。日本語学と日本史学との間での情報交流が必要なのではないかと考えられる。残された課題は多いが、すべては後者を俟つこととし、大方のご批正・ご教示をお願いしたい。

注

(1) これは『日本国語大辞典 第二版』で「一名」(動詞)とある(通)「の運用形の名詞化」… それと同じ状態であること。そっくりそのままであること。… 天草本平家物語 [1592] 三・二「キソ シンジツ ニイシユノ ナイ touriuo (トヨリヨ) アラワサウズルタメニ」…、角川古語大辞典に「一名」とは「一の名詞形。… 上接の語句を受けて、そのままであること、それと同様であること、また、それをなぞることをいう。」「一時代別国語大辞典 室町時代編」に

「一名」… 連体修飾語を承けて、そこでいわれた内容の筋合・趣旨にそっくり相当するものであることをいう。

「Touri (トヨリ)」。内容、すなわち、性質。「使ノトヨリヲ言フ」。伝言の本旨、すなわち、内容を言う。「ソナタノトヨリノ分」。あなたと、同様で、すなわち、同内容で。また、あなたの言つことの内容「(日葡) … 此中 鯉ヲ 尋れ共御ざなひ、しぜんそれをたのみにしていらるゝ事も御ざあらふずる間、御ざなひとをりをまいつて申さばやと存る」(虎明狂「すずき庵丁」)… とあるのに相当する用法である。

(2) 『上井日記』の現代語訳で、最近刊行された新名一仁(二〇一〇)は、似鳥(二〇一六)を「はじめに」で紹介しており、その訳文も基本的に似鳥(二〇一六)を支持しているもののように思われる。新名(二〇一〇)の訳文を一つ引いておく。

「…あまりにも思いもしない申し出であり、両使からも、「とてもその条件では和睦は実現しない」と突き放したところである。…」

原文「…余々寛外之儀申候俣、両使前より、逆も無為之事者罷成間敷通被仰離候、…」 天正一〇年一月二日
『角川古語大辞典』の「など」の項には「副助「なんど」の転。同類の事物の存在を暗示しながら、その中のいくつかを代表的に示す。それと限定することを避けて婉曲に表すために添える。との関連で、同類の事物の中の代表的存在として価値的に持ち上げる意を暗示する。との関連

- で、価値のないじまらなないものである意を暗示する。」とあり、「通」の「謙・軽侮」の用法とされるものは「用法に相当するが、「なご」には「通」では指摘されていないの用法もある。なお、『時代別国語大辞典 室町時代編』の「なご(副助)」の項では、角川古語の「に相当する意味プランチは一つにまとめられており、それを、ことさらに問題とする事柄の一例であるとして示す。対象によって、優位、もしくは、軽侮の気持がこめられる。」とされている。
- (4) 参考までに、『漢語大辞典 第二版』の記述を引いておく。簡体字を日本で通用の字体に改め、また用例を省略して示す。「(一) tong 到達・通到。貫通。流通。交換。交往・交好。平正、順暢。開關・疏通。溝通・接通。通曉。通情達理。伝達。通報。陳述。顕達。通好。連比・連接。透徹。全部・整個。純色。共用・互通。共同的・通常の。副詞。皆、共。①薬名。馬糞。②古代土地面積単位。十井為通。③楽器名。④瞋視。⑤用同。同(tong)」。相同。⑥古州名。1. 西魏書。治今四川省達州市。2. 五代周置。治今江蘇省南通市。3. 金置。治今北京市通州区。⑦姓。(一) tong (旧読 tong) 量詞。1. 鼓一曲為一通。2. 篇・份・卷。3. 養」
- (5) なお、時代は下るが『和英語林集成 初版では「ナド」には「等」が当てられていて「NADO, ナド、等 And so on, et cetera, or such like, or others of kind; often, a plural particle. Ki Kusa nado ga kareta, the trees, grass and such like things are withered. Watakushi nado ga shitta koto de wa nai, we know nothing about it.」再版と三版は、初版とは意味説明や例文に若干の相違があるものの、漢字表記としては「等」が示されていることは変わらない(再版以降は類義語(Syn.)として「RA, TO (再版はTO)」、漢字表記はいずれも「等」が示されている)。
- (6) 『日葡辞書 補遺の例は、邦訳日葡辞書 では「段階、または位。」と訳されている。
- (7) 『上井日記』には「真一とをり相伝申候(天正二年六月二八日)と「ひととほり」の「とほり」を仮名書きしたものがあるが、本稿で問題とする用法の仮名書き例はない。
- (8) ただし、注(一)の引用で示したように、『時代別』の挙例では「様式・趣」は「内容」、「種類」は「性質」と訳されている。
- (9) たとえば、『上井日記』では「のごとく(の如く)」が移動性動作の方向を示す用法(「く」の意味)で使用されている(齋木一馬(一九六八)、原口裕(一九六九)、迫野虔徳(一九七〇)、堀畑正臣(二〇一三)等参照)。以下のようなものである。「鹿兒嶋のごとく罷歸候」天正二年九月三日、「宮崎のごとく帰宅仕候」天正二年二月三日、「子共八阿蘇のごとく退候」天正二年二月三〇日。
- (10) 大分郡は、現在の大分市の大部分等から構成されていた。
- (11) 迫野(一九九八:三三六頁)では、一例として『日葡辞書』に「Cusa. ヌサ(くち) 突然起」る熱病のような病氣。下

(又)の語」とあるのは、『上井日記』に多くの用例があり、久留米の『はまおぎ』にも見えるが、由来・語源がたどりたいものの一つである旨が指摘されている。『上井日記』の「くさ」の例には次のようなものがある。「くさ不醒候て、終日休居候」天正十一年一月十八日、「天氣悪候間、くさ養生申、此日も小川へ逗留申候」天正十一年二月一日。

(12) この傾向は現代の九州方言にもあるように、上村孝二(一九八三)や杉村孝夫(二〇一〇)等にも指摘がある。杉村(二〇一〇)では、「ほおずき(ほほづき)」が「ふうずき」と佐賀県の売店で文字で書かれた例が写真で掲載されている。

(13) 小山登久(一九八二)等。

(14) 同趣旨のことを、かつて後藤英次(二〇一九)で述べた事がある。

参考文献

漆谷広樹(二〇〇七)『上井寛兼日記』飛田良文他編『日本語学研究事典』明治書院

小山登久(一九八二)『変体漢文の文体史』宮地裕他編『講座日本語学7 文体史』明治書院

上村孝二(一九八三)『九州方言の概説』飯豊毅一他編『講座方言学9 九州地方の方言』国書刊行会

神志那郁(二〇一三)『上井寛兼日記』の九州方言的な記録語について——『島津家文書』との共通の記録語を中心に——『国

語国文研究と教育』第五号

後藤英次(二〇一九)『平安時代古記録における「遅参」とその

関連語の解釈をめぐって』『中央大学文学会論叢』第五号

齋木一馬(一九五五)『上井寛兼日記に就いて』『日本歴史』第八

一号齋木(一九八九b)所収

齋木一馬(一九六八)『国語資料としての古記録の研究——近世

初期記録語の例解——』大正大学史学会『仏教史研究』第三号

(齋木(一九八九a)所収)

齋木一馬(一九八九a)『齋木一馬著作集一』古記録の研究上

吉川弘文館

齋木一馬(一九八九b)『齋木一馬著作集二』古記録の研究下

吉川弘文館

迫野虔徳(一九七〇)『方言史料としての古文書・古記録』平山

輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』明治書院(迫野

(二〇一二)所収)

迫野虔徳(一九八五)『地方語文献による方言語史』加藤正信編

『新しい方言研究』至文堂

迫野虔徳(一九九八)『文献方言史研究』清文堂出版(特に第七

章第二節「九州方言の語彙——日葡辞書の「下」注記——」)

迫野虔徳(二〇一二)『方言史と日本語史』清文堂出版

杉村孝夫(二〇一〇)『九州方言音声の諸相』福岡教育大学紀要

第五九号第一分冊

新名一仁(二〇二〇)『現代語訳 上井寛兼日記』天正十年(一

五八二)十一月〜天正十一年(一五八三)年十一月、ヒム力出

版

新名一仁(二〇二二)『現代語訳 上井覚兼日記2 天正十二年(一五八四)正月〜天正十二年(一五八四)年十二月』ヒムカ出版

似鳥雄一(二〇一六)『通』考——『上井覚兼日記』の言葉を読み解く——『早稲田大学多元文化学会』『多元文化』第五号

原口裕(一九六九)『こに』と『へ』の混用——近世初頭九州関係資料の場合——『福田良輔教授退官記念事業会編』『福田良輔教授退官記念論文集』『同事業会』

堀畑正臣(二〇一三a)『阿蘇文書に見える九州方言的な中世記録語をめぐって』『国語国文学研究』第四八号

堀畑正臣(二〇一三b)『中世阿蘇文書に見える記録語をめぐって』吉村豊雄・春田直紀編『阿蘇カルデラの地域社会と宗教』清文堂出版

松本愛重(一九三二)『記録に見えたる如泥の語に就いて』『国学院雑誌』第三八卷第三号

松本愛重(一九三三)『松容の語を説明して大日本史の誤を弁ず』『国学院雑誌』第三九卷第一号

使用テキスト

『上井覚兼日記』の用例の検索には東京大学史料編纂所の古記録全文データベースを使用し、引用は大日本古記録によった。引用の際、漢字は現行の字体に改めた。

(中京大学文学部教授)

追記

本稿入稿後、三ヶ尻浩(一九三七)『大分県方言の研究』(朋文堂の「第二編 五十音順方言語彙(集)」に「ココドリ」「コンゴツとも」この方へ。(玖)(速)(分)(北)ドリは通りの変か。「ドリ」……の方へ。……へ。あつちドリ(あつちへ)「通り」の約。(分)(野)(北)(市)(別)(宇)(玖)とあるのに気づいた。これは、土肥(一九〇二)にも「アッコンツリー」(名)アッコンツリー行ク (玖)森町ヲ除ク アスコノホーニ「ココンツリー」(代)ココンツリー来タ (玖)森町ヲ除ク コノホーニ「ドコドリ」(代)ドコドリ行キシカ (玖)ドコノホーニ「ドココンツリー」(代)ドココンツリー在ルカ (玖)森町ヲ除ク ドノホーニ」等とある。この「ドリ」「ツリー」がもし「とほり」に由来するものであれば、「とほり」の九州方言における変容(意味・用法の変化)の一例になる。